

申請にあたってのご注意

※次の場合は、旅券の記載事項に変更がないため、残存有効期間同一旅券申請の対象になりません。
○同じ都道府県内で本籍を変更した場合 ○住所を変更した場合
○氏名が変更になったが、ローマ字表記は変わらない場合：(例) 小野 (ONO) →大野 (ONO)
ただし、変更後の姓による署名 (パスポートサイン) に変更を希望される場合は、新規の旅券申請をすることができます。

代理提出について ※ 受取りは、必ず申請者本人がお越しください。

申請書類は代理の方を通じて提出することも可能です。この場合、次の①～④に注意してください。

- ① 事前に旅券窓口で申請書入手し、**申請者本人が記入してください。**
- ② 申請書裏面下部の「**申請書類等提出委任申出書**」を必ずご記入ください。申請者本人と代理提出者の記入欄があります。
- ③ 1 ページに記載の**申請に必要な書類一式 (本人確認書類を含む) の原本を代理提出者に預けてください。**
- ④ **代理提出者の本人確認書類** (有効な日本国旅券、運転免許証等) も 1 点必要です。
 - 代理提出者が複数名の申請書類等提出を行う場合は、事前に、申請する旅券窓口へご連絡ください。
 - 申請者の本人確認を徹底するため、申請者の写真付き身分証明書の追加提示をお願いすることがあります。

次の場合には代理提出ができませんので、申請者ご本人が直接窓口にお越しください。

- ・居所申請する場合 ・「刑罰等関係」欄に該当する事項 (「はい」) がある場合
- ・有効な旅券の紛失・盗難・焼失・損傷の届出、及びこれに伴う新規発給申請の場合 (旅券法第17条第2項該当を除く)
- ・初めてへボン式以外の氏名表記 (長音表記を除く) や別名併記を希望する場合

電子申請 (オンライン申請) について

マイナポータルアプリ対応のスマートフォンからマイナンバーカードを利用して電子申請ができます。

詳細は、ウェブでご確認ください。<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/331156.html>

岐阜県 パスポート電子申請 検索

旅券の受取りについて

旅券の受取り窓口は、申請書を提出した窓口です。申請と異なる窓口では受け取ることはできません。
また、旅券の受取りは、必ずご本人がお越しください。代理の方が受け取ることはできません。

【手数料】

区分	国手数料	県手数料	合計
残存有効期間 同一旅券	3,500 円	窓口 2,300 円 電子 1,900 円	窓口 5,800 円 電子 5,400 円

【受取りまでの日数】

窓口	新規・切替
市町村	11 日目～
旅券センター	8 日目～

※申請日から、土曜日、日曜日、祝休日及び
年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除いた日数

※必ず、6 か月以内にお受け取りください。

※旅券が未交付のまま失効した場合において、失効後 5 年以内
の旅券発給申請は、通常より高い手数料を徴収します。

■ 「パスけん (パスポート受取可能日検索システム)」をご利用ください

申請不備や天候、交通状況等により交付予定日が変更となる場合があります。

事前に、最新の旅券 (パスポート) 受取可能日を右の二次元コードからご確認ください。



岐阜県申請者専用

【岐阜県旅券センター】

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 2 階 TEL:058-277-1000 FAX:058-277-1002

取扱日時 … 月～金曜日 9:00～16:30 (申請受付・交付) 日曜日 9:00～16:30 (交付のみ)

※土曜日、祝休日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)、及び OKB ふれあい会館休館日は休業日です。

E-mail:c21805@pref.gifu.lg.jp <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13253.html>

岐阜県 パスポート 検索

【参考】

- 外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 査証(ビザ)や入国に必要な旅券の残存有効期間等は、日本国内にある渡航先国大使館・総領事館へお問い合わせください。

残存有効期間同一旅券申請のごあんない (対象：18 歳以上)

有効旅券の記載事項 (氏名、本籍地の都道府県名、性別等) が変更になった方又は査証欄の余白がなくなった方は、有効旅券の有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」又は「新規旅券 (10 年)」のどちらかを選択することができます。

- 有効期間：新しい旅券の発行日から現在の旅券の有効期間満了日まで ○旅券番号：変更あり
- 新規発給旅券申請の手数料より安価

該当する方

- ◆婚姻や養子縁組、家庭裁判所の許可等により戸籍の姓や名を変更した方 ◆性別に変更があった方
- ◆生年月日に変更があった方 ◆本籍の都道府県名に変更があった方 ◆旧姓を別名として併記または削除を希望する方
- ◆国際結婚等により外国の氏名等を別名として併記または削除を希望する方
- ◆既に別名併記が記載されている有効中の旅券に別名の括弧書きの説明 (「旧姓/Former surname」、「別姓/Alternative surname」、「別名/Alternative given name」) の付記を希望する方 ◆査証欄の余白が見開き 3 ページ以下になった方

【申請に必要な書類】

1 一般旅券発給申請書 1 通 (残存期間同一用)	○対象：18 歳以上のみ ○申請書は各旅券窓口にあります。 ○汚したり折り曲げたりしないでください。状態により書き直しをお願いします。
2 戸籍謄本 1 通 (戸籍全部事項証明書) 内容が最新であり、かつ申請日前 6 か月以内に発行された原本	【記載事項に変更がある方】 ○変更が確認できる戸籍謄本を提出してください。戸籍謄本で記載事項変更の経緯が確認できない場合は、改製原戸籍等を提出していただくことがあります。 ○同一戸籍内の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本 1 通で共用できます。 ○既に別名併記が記載されている有効中の旅券を所持する方が、別名の括弧書きの説明 (「旧姓/Former surname」、「別姓/Alternative surname」、「別名/Alternative given name」) の付記だけを理由に残存有効期間同一旅券の申請をされる場合は、提出不要です。 ○戸籍の届出をしてから新しい戸籍ができるまで日数がかかります。婚姻届を出してすぐに海外渡航する場合には、婚姻届受理証明書及び新本籍地が確認できる疎明資料 (婚姻届の写し等) を、戸籍謄本の代わりに提出してください。この場合、旅券交付時まで新しい戸籍謄本を提出していただきます。 【査証欄の余白がなくなった方】 ○有効中の旅券の記載事項 (氏名、性別、生年月日及び本籍の都道府県名) に変更がない場合は、省略できます。
3 写 真 1 枚 申請日前 6 か月以内に撮影されたもの ※申請書に貼らずにお持ちください。 ※写真に予備があればお持ちください。	旅券は、海外において唯一の身分証明書であり、旅券用写真は本人確認を行う上で非常に重要です。規格に合わない場合は、撮り直しをお願いすることがあります。 ○無背景 (影・柄・グラデーションなし) ○正面向き ○申請者本人のみの写真 ○ふちなしで左図の各寸法を満たすもの ○無帽 (申請者の申出により、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことが認められる場合を除きます。) 【不適当な写真例】 ※写真の規格は国際規格に従い定められています。 ×左図の規格に合わない ×化粧・服装等により本人確認が困難 ×ピンボケ等で不鮮明 ×画像に修正を加えた ×顔に影がある ×変色や汚れ、キズがある ×背景に影・柄がある、椅子等が写っている ×カラーコンタクト等、瞳の色や大きさを変えるコンタクトレンズの着用 ×目元がはっきりしない (髪が目にかかっている・眼鏡着用の場合はレンズに光が反射、フレームが目にかかっている等→眼鏡を外した写真を推奨します) ×頭髪や着衣と背景が同一色で、人物と背景の境目が不鮮明 ×平常の表情と大きく異なる (笑顔で歯が見える・口角が上がる・目を細める等) ×髪や衣服で頬や顎など顔の輪郭が隠れている ※上記以外の適当・不適当な例は「旅券 (パスポート) 用写真についてのお知らせ」(令和 7 年 3 月 外務省領事局旅券課)を確認してください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100171389.pdf
4 有効中の旅券	○現在お持ちの有効中旅券がない場合は、申請はできません。 ○本人確認書類を兼ねます。
5 住民票 (原則不要) 1 通 申請日前 6 か月以内に発行された個人 番号の記載のない原本	○住基ネットで現住所を確認しますので 原則不要 ですが、次の場合は必要です。 ①居所申請の場合 ②住民票の異動直後に申請する場合 ③住基ネットの利用を希望しない場合
6 その他	○国際結婚等により、海外の氏名を別名併記する場合は、ご本人の海外旅券や配偶者等の海外旅券が必要となる場合があります。 ○外国籍を有している方は、国籍取得年月日が確認できる資料をご提示いただく場合があります。

記入にあたっての注意事項

- 「申請書記入例」の箇所は、必ず申請者本人がご記入ください。
- 申請書は、黒または青の濃いインク（ボールペン、万年筆等）で枠からはみ出ないよう枠内にご記入ください。（文字つぶれや裏写りするサインペンや、フリクションボール等の消えるインクは不可）
- 修正液等は使用できません。記入ミスは、間違えた文字を二重線で消して余白に正しい文字を記入してください。ただし、所持人自署欄の訂正はできません。
- 折れたり、汚れたりした場合は、新しい申請書に書き直してください。
- 成年被後見人の場合は、裏面の「法定代理人署名」欄に、後見人による署名（自署）が必要です。

A 所持人自署

枠内に、申請者本人が署名すること。
※そのまま旅券に転写されます。

<例1> 漢字の場合

外務省子

<例2> ローマ字筆記体の場合

Shoko Saimu

※他人が模写しやすい字体(カタカナ、ローマ字活字体)は避けてください。

【署名の代筆について】

- 障がい等で署名が困難な方は、事前にご相談ください。

<例1> 漢字の場合

外務 魚美

外務花子(母)代筆

<例2> ローマ字筆記体の場合

Ayumi Saimu

by H. GAIMU(Mother)

【不適当な例】

- × 枠からはみ出たもの

Shoko Saimu

- × 署名をなぞったもの

外務省子

- × インクが薄い、かすれたもの

外務省子

- × 姓のみ、名のみ

【氏名のローマ字表記】※一度パスポートの発給を受けると、原則変更できません。

●ローマ字表記は、原則「ヘボン式」です。

◎ヘボン式以外の表記や別名併記をはじめて希望する場合は、代理提出はできません。

◎外国人との結婚や、父または母が外国人の場合等、ヘボン式以外の表記を希望する場合は、つづりの確認できる書類が必要です。事前に窓口までお問い合わせください。

◎「オオ」や「オウ」音等、長音表記を含む場合は、初回に限り「O」ではなく「OH」等と表記することができます。希望する場合は、その旨お申し出ください。

(例) おおた OHTA かとう KATOH ようこ YOHKO

◎別名併記（国際結婚による配偶者の姓、ミドルネーム、旧姓）を希望する場合は、戸籍謄本やつづりの確認ができる書類が必要です。事前に窓口までお問い合わせください。

◎姓の表記は、戸籍筆頭者の方に合わせていただき、家族統一を推奨します。

〈長音〉伸ばす発音は、O や U を記入しない → いう ITO ようこ YOKO
〈撥音〉B, M, P の前は、N の代わりに M を置く → なんば NAMBA ほんま HOMMA さんべい SAMPEI
〈促音〉子音を重ねる → はっとり HATTORI きっかわ KIKKAWA
例外として、「C」の前では「J」を置く → ほっち HOTCHI はっちよう HATCHO

申請書(残存有効期間同一旅券申請用)記入例

(表面)

【注意】A・B・C の3か所は必ず申請者本人（本人が記入ができない場合は後見人等）が記入

(裏面)

一般旅券発給申請書 (返納旅券と残存有効期間同一の一般旅券を希望する申請者用) 残存期間同一用

変更・査証欄無 (返納旅券と残存有効期間同一の一般旅券を希望する申請者用)

この枠内は、記入しないでください

氏名 姓 GAIMU 名 SHOKO

住所 岐阜県岐阜市市園町4丁目42番地

現住所 〒500-8384 岐阜市数田南5丁目14番 マンションヤブタ53号室

緊急連絡先 氏名 佐藤 太郎 申請者との関係 父 電話 058 (272) 1111

この枠内は、記入しないでください

裏面も記入してください

戸籍どおりのヨミカタと姓・名を正確に記入
濁点は同一マス目に記入

ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入

氏名のローマ字表記は、一度パスポート(旅券)の発給を受けると、原則変更できません。※戸籍上の氏名変更があった場合を除きます。

該当する□に✓印を記入

戸籍どおりに番地まで正確に記入

「ある」「ない」いずれかに✓印を記入。旅券番号、発行年月日をご不明な場合は、申請時にお申出ください。前回旅券に記載の姓を記入。

該当する□に✓印を記入

住民票どおりの住所を記入

連絡先を記入

渡航中の緊急時に連絡がとれる国内の家族、親族等を記入

「はい」に該当する方は、外国籍の取得年月日のわかる資料を提示いただく場合があります。

B 刑罰等関係

申請者本人または法定代理人が、よく読んで該当する□に✓印を記入。「はい」に該当する方は、事前に、旅券センターへご連絡ください。

ヘボン式ローマ字活字体大文字の綴り方

ア	A	イ	I	ウ	U	エ	E	オ	O	キャ	KYA	キュ	KYU	キョ	KYO
カ	KA	キ	KI	ク	KU	ケ	KE	コ	KO	シャ	SHA	シュ	SHU	ショ	SHO
サ	SA	シ	SHI	ス	SU	セ	SE	ソ	SO	チャ	CHA	チュ	CHU	チョ	CHO
タ	TA	チ	CHI	ツ	TSU	テ	TE	ト	TO	ニャ	NYA	ニュ	NYU	ニョ	NYO
ナ	NA	ニ	NI	ヌ	NU	ネ	NE	ノ	NO	ヒャ	HYA	ヒュ	HYU	ヒョ	HYO
ハ	HA	ヒ	HI	フ	FU	ヘ	HE	ホ	HO	ミャ	MYA	ミュ	MYU	ミョ	MYO
マ	MA	ミ	MI	ム	MU	メ	ME	モ	MO	リャ	RYA	リュ	RYU	リョ	RYO
ヤ	YA			ユ	YU			ヨ	YO	ギャ	GYA	ギュ	GYU	ギョ	GYO
ラ	RA	リ	RI	ル	RU	レ	RE	ロ	RO	ジャ	JA	ジュ	JU	ジョ	JO
ワ	WA	ヰ	I			ヱ	E	ヲ	O	ビャ	BYA	ビュ	BYU	ビョ	BYO
ン	N (M)									ピャ	PYA	ピュ	PYU	ピョ	PYO
ガ	GA	ギ	GI	グ	GU	ゲ	GE	ゴ	GO						
ザ	ZA	ジ	JI	ズ	ZU	ゼ	ZE	ゾ	ZO						
ダ	DA	ヂ	Ji	ヅ	ZU	デ	DE	ド	DO						
バ	BA	ビ	BI	ブ	BU	ベ	BE	ボ	BO						
パ	PA	ピ	PI	プ	PU	ペ	PE	ポ	PO						

〈参考/綴り方の例〉

ジェ→JIE ティ→TEI ディ→DEI
デュ→DEYU ファ→FUA フィ→FUI
フェ→FUE フォ→FUO
ヴァ→BUA ヴィ→BUI ヴ→BU
ヴェ→BUE ヴォ→BUO

ご記入不要です

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① □ 表面の判別等関係欄に該当する事項がある場合 ② □ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的 (具体的に) ②の場合には、二重発給が必要な理由も記入

今日の渡航先 (渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名

旅券面の氏名表記 (申請書裏面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください。姓と名のどちらか一方の場合もあります。また、旧姓・別姓・別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲み、括弧の中に旧姓・別姓・別名を記入してください。 (旧姓・別姓・別名併記の記入例: GAIMU (TANAKA))

(姓) (名)

注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字 (旧姓・別姓・別名併記を除く) までです。記号(・、〜等)や、数字(1111等)等は記入できません。ただし、旧姓・別姓・別名併記の() は記入可。

外務大臣 殿 令和 年 月 日

法定代理人 (後見人など) 署名

(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)

(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要で、署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください (署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

本人確認欄 (1点でよい書類) □ 日本国旅券 □ 運転免許証 □ 個人番号カード □ 船員手帳 □ 海技免許 □ 乳幼児等

官公庁記載欄 (2点が必要な書類) □ 教職者手帳 □ 宅建取引士証 □ 電気工事士免許 □ 無業従事者免許証 □ 官公庁職員身分証明書 □ 身体障害者手帳 □ 国家公務員共済組合 □ 国家公務員共済組合 □ その他

以下の資格確認書 □ 介護保険証 □ 年金証書 □ 印鑑登録証明書及び実印 □ その他写真付きの身分証明書

戸籍上の氏名を記入

この枠内は、記入しないでください

新規申請、切替申請の場合は、10年用申請書に記入してください。

旅券面の氏名表記をヘボン式以外の表記にすることを希望する場合は、その希望の表記を記入

申請者が成年被後見人の場合、法定代理人(後見人等)の署名が必要です。

代理提出する場合は、必ず記入してください。

C 委任申出書

申請者本人が記入
◎引受人住所は、アパート等の名称や部屋番号まで記入してください。

代理提出者が記入
◎代理提出者の本人確認書類(運転免許証等)も必要です。

「令和5年3月改正」以後の申請書を使用してください。